

和声学事始

メーソンの和声学教育に関する新資料紹介

藤原 義久

第一 東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事

第二 将来国楽ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事

第三 諸学校ニ音楽ヲ実施スル事

……を目標に、音楽取調掛が設置されたのは明治十二年十月、そして翌年三月、「東西二洋」の一方、西洋音楽の基礎を教授すべく、アメリカ人音楽教師ルーサー・ホワイティング・メーソン（一八二八〜九六年）が取調掛に着任する。

1 和声学事始

「……西洋音楽ノ理ヲ知り又此ノ知識モテ西洋ト日本ノ音楽ヲ折衷シ我ニ適応スヘキ歌共ヲ編輯シ我国楽ヲ興スニ尽力スル人……」(a)として招聘された彼は、当時のアメリカにおいて、唱歌教材を教育的配慮のもとに系統だて、それを「音楽掛図」¹⁾として具体化、シンシナテイ市及びボストン府において実地に応用、優れた教育的、又音楽的効果をあげていた。

このような実績にもとづき、有能な音楽教育家と認められていた彼は、近代日本が音楽教育をゼロから出発させようとする時にあって、まずは適格な人材であったといえよう。

ところで、西洋音楽の基本的特質を「組織された多声性」⁽²⁾としてとらえ、それを最も端的に表象する音楽分野を和声学とするなら、メーソンはどのような和声教育を音楽取調掛において行なったのであろうか。この小論では、発見された新資料、および従来の記録によつてその点を考察、あわせて新資料発見によつて生じた二、三の疑問点について考えてみたい。もっとも疑問が全て氷解する程の資料は、今だ整備されておらず、私自身今後の課題として研究を続けたいと思つている。

さて、前掲した三つの大目標が記載されている重要な文書、明治十二年十月三十日、音楽取調御用掛伊沢修二が文部卿寺島宗則に上申した「音楽取調ニ付見込書」⁽³⁾の中に次のような一節がある。

「音楽ヲ学ブノ法ニアリ甲ハ音楽ノ理論ヲ学ブ者ニシテ物理学中ノ一科タリ乙ハ音楽ノ実用ヲ学ブ者ニシテ美術中ノ一芸ナリ理論ト実用ト兩得兼備スベキハ固ヨリ音楽家ノ本分ナリト雖ドモ限リアルノ時間ト才力トヲ以テ限リナキ学芸ニ応スベカラザルガ故ニ通常ノ音楽家ハ専ラ音楽ノ芸ヲ学ビ理論ハ唯其一班ヲ窺フノミ

今若干ノ生徒ヲ養成スルニ当リテハ固ヨリ教養ノ完備ヲ冀望スルト雖ドモ其本来ヲ錯ラザルヲ要ス故ニ先ヅ音楽ノ芸ヲ学バシムルヲ専務トシ理論ノ如キハ多年ノ後ニ讀ルベシ」

伊沢修二が「理論」なる言葉を、音響学や音律論のような純理論的分野に限定して使用したのか、あるいは和声学や対位法、また管弦楽法のような作曲理論まで包括するものと考えたのか、今となつては判然としないが、いずれにせよ、音楽取調掛生徒ニ伝習生を募集して後の約一年間、すなわち明治十四年九月までは、理論系の教育はほどこされなかつた。前年の九月に出された「音楽伝習所規則」⁽⁴⁾又十四年三月の「音楽伝習規則追加」⁽⁵⁾によれば、この間の

一年は唱歌とピアノの初歩、それに唱歌教授法のみが実際の授業課目であった。

「先ズ音楽ノ芸」を学んだわけである。

次に我々の目にふれるのは、東京芸術大学附属図書館に保存されている「音楽監開申書類 明治十四年」の十三丁にある「音楽伝習教則」である。この書類は次にふれる「音楽取調所授業課目」の下案とでもいふべき書類で、十四年秋以後開講すべき授業課目、およびその内容が簡単に列記されている。そしてこの中では、長年生^⑥のカリキュラムとして、次の九つの授業が計画されている。

- 一、高等唱歌
- 二、胡弓
- 三、箏
- 四、調弦^⑦
- 五、洋琴
- 六、唱歌温習
- 七、和声学講義
- 八、唱歌教授法
- 九、複習。

以上九項目の内、ここで問題とすべき七番目の和声学講義には、「一週三時 但一回一時ソツ 三和音転回法及諸和絃進行ノ理等」という内容が付記されている。

この案が具体化され、一週間の時間割として定着したものが、明治十四年十月十八日付で伊沢修二から文部卿福岡孝悌に提出された。「別紙本所授業課目左案ヲ以テ本省へ着出可然哉」で始まるその「音楽取調所授業課目」の火・木・土曜日、和声学講義の部分は、それぞれ次のように記載されている。

火曜日

和声学講義

取調掛及ヒ
助教

午後一時ヨリ
午後二時マテ

教師メーソン

木曜日

和声学講義

取調掛及ヒ
助教

午後一時ヨリ
午後二時マテ

教師メーソン

土曜日

和声学講義

取調掛及ヒ
助教

午前十一時十五分ヨリ
正午十二時マテ

教師メーソン

ここに、系統的な和声教育がいよいよ始まったわけである。

ところで、この時期の音楽取調掛に関する最も信頼性ある二つの文献、遠藤宏著『明治音楽史考』⁶⁾と、東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡』⁷⁾の中では、メーソンの和声学講義をどのようにとらえているのであろうか。ここで問題にすべき、歴史的流れに関する記述を引用してみることにしよう。

『明治音楽史考』

A、「十四年秋からの授業の状態は、幹事内田彌一が『音楽指南』(L. W. Mason: The National Music Teacher 内田訳)を講義し、取調掛山勢松韻、助教中村専が箏胡弓を教授、メーソン教師は洋琴、唱歌、高等唱歌、和声学を担当し、監事芝葛鎮、山勢松韻は調弦教授を行った。」⁸⁾

B、「本邦教育的音楽の上に偉大な功績のあったメーソン教師の調査書が、明治二十八年高等師範学校校長嘉納治五郎の諮問によって、芝葛鎮、奥好義、上原六四郎、上真行、辻則承、高嶺専子(旧姓中村)、加藤錦子、鳥居忱の諸氏が作製した。——中略——さてこれはメーソン叙勲に必要な調査書であったことは明瞭で、翌二十九年には勲四等に叙せられている。この調査書は前にも引用したが、史実に多分の誤りがあるので訂正をしながら紹介したい。⁹⁾——中略——全文は「東京音楽学校同声会雑誌」第五号(明治三十年前期)に転載されている。

公務に関する功績

一、明治十三年来朝以来……………以下略

一、諸学校教授……………以下略

一、和声学の特別講義。聴講者は助教上、奥、辻、東儀彭質(亡)鳥居の五名であった。¹⁰⁾

『音楽教育成立への軌跡』

A、「……十四年十月十八日付で編成された『音楽取調掛伝習教則』は、初めて授業案と呼ばれるにふさわしい書き方で伝習のプログラムを発表している。——中略——

毎週三回各一時間ずつ和声講義が数名の取調掛員と助教を対象に行なわれ、この教授にはメーソンがあたっている。和声講義が伝習生でなく、伝習生を指導する側の取調掛員や助教達を対象に与えられていたというこの事実は、歩みはじめたばかりの音楽取調掛の実状をよく物語っている。⁴³

文中、△助教³となつてゐる部分には、次のような注釈がほどこされている。

「注3、遠藤宏『明治音楽史考』（昭和二十三年）によると上真行、奥好義、辻則承、東儀彭質、鳥居忱の五名である。⁴⁴

B、「……メーソンが教材として用いたと思われるのは、Hullah, John Pyke: Grammar of Musical Harmony 1862である。この本は翌十五年五月には瀧村小太郎によって訳され『西洋音楽調和用法』と名付けられ、音楽取調掛の和声教科書としてこれ以後使われた。」⁴⁵

以上で、保存されている資料、公にされた文献の引用を終り、次に、新しく発見された資料の紹介、さらにその新資料が、あたかも所を得ないジグゾーパズルの一片のように、従来の音楽史文献となかなかしっくりしない点を考察してみたい。

新資料は、この小論の中ですでに二度程名前があがった女性、明治十四年秋当時、音楽取調掛助教の地位にあった中村専——結婚後高嶺専子となる——が残した一冊のノートである。

タテ約一九・五センチ、ヨコ約十二センチの小さなノートの内容は、メーソンの和声学講義を九十五ページにわた

って英語⁶⁶で筆記したもので、講義内容はむろんのこと、講義の行なわれた日、時間、場所までも明記された極めて資料価値の高いものである。

この貴重なノートが、どのような経緯で私の手元に届いたかについては、この小論の最後で感謝の念と共に詳しく述べることにし、まずはその内容の概略を紹介し、論を先に進めたいと思う。

ノートの構成は、まず第一ページにローマ字で Sen Nakamura の署名、及びノートの使いはじめの日 Sept. 16th 1881、すなわち明治十四年九月十六日の日付が記されている。一ページあけた次に、おそらくメーソンが授業の冒頭で（あるいはそれ以前に）予告したであらうと思われる二十一回分の講義プログラムが、 \sphericalangle *Lecture* \sphericalangle の標記のもとに、第一回から二十一回まで一括して列記されている。講義はだいたい予定通り二十一回まで行なわれているので、このプログラムをまず紹介することにしよう。

Lecture

- No 1. Prime, Second, Third Intervals, Distinction of Major and minor Third.
 - No 2. Intervals of fourth, fifth and sixth.
 - No 3. Seventh, Octave, Triad.
 - No 4. Inversions of the Intervals.
 - No 5. Inversions Continued.
- The Seventh chord of 5th degree, Resolution.
- No 6. The Natural Relation of the Triad. Natural Progression.
 - No 7. Progression Continued.
 - No 8. Difference between position of Triad and Inversion.

- No 9. Different movements of parts or voices.
- No 10. The Chord of Ninth.
- No 11. The Passing Note.
- No 12. Practical Exercises of human voices Interval.
- No 13. The Systematic Review of Harmony.
- No 14. The Use of Inversions. Six four chord.
- No 15. Harmonic Minor Scale.
- No 16. The Illustration of Minor Major Semitone.
- No 17. The Intervals.
- No 18. Perfect and Imperfect Conchords.
- No 19. Conchords and Minor Illustration.
- No 20. Harmonic illustration of word Transposition, Modulation, Transition.
- No 21. Elementary Review of Harmonies.

End

さて、以上のプログラムが実際に講義されたのは、明治十四年九月十五日木曜日、午後一時からであった。(……
ということは、第一回目の講義が終った翌日、中村専は新しいノートを開いて前日の講義内容を清書、次回からの講
義にそなえたと推測される。)

講義が行なわれた場所は、Music Schl. Hongo 又別の日には Music Hall. と記されているので、まず間違いな
く、当時の音楽取調掛があった本郷の校舎、入口を入れて左側の突き当たり、約二十坪の音楽堂であったと考えてよ
いだろう。

九月十五日以降の講義日は、九月十七日(土)、二十二日(木)、二十四日(土)、二十七日(火)、二十九日(木)、

十月一日(土)、四日(火)、八日(土)、二十二日(土)、二十五日(火)、二十七日(木)、二十九日(土)、十一月一日(火)、十二日(土)、十五日(火)、十九日(土)、二十四日(木)、二十六日(土)、二十九日(火)、十二月一日(木)の二十一回となっている。時間的には「音楽取調掛授業科目」で決められたとおり火・木曜日は午後一時から、土曜日は午前十一時(これは時間割より十五分早い)から始まっている。このように曜日も時間も「音楽取調掛授業科目」の記載と一致しているので、このノートが十四年秋の和声学講義を筆記したものであるのは確実である。とすれば、さらに、和声学講義が文部省に提出された書類よりも早い時期、九月に開始され十二月まで続いたことが明瞭になったといえよう。

次に音楽的内容の概観であるが、まず最初に気づく重要な点は、和声学講義が文字どおり音程や和音、和声進行について、講義であり、現在の我々が受けるような和声法の実習的教育ではないことである。ノートに筆記された内容の時間的配分から考えて、もし実際のバス課題やソプラノ課題を受講者が解答し、メーソンがそれを添削したとしても、それは授業時間外に行なわれたかもしれない……と推測した方が妥当のようである。

したがって時間内には、三和音に基本型が、また転回型が△存在すること▽は講義されても、その作曲法的な運用の指導まではなされなかったと思われる。

たとえば第十回目で講義された「九の和音」を例にとるなら、メーソンはハ調長音階上に構築される七種の九の和音と、属九の和音の基本型及びその四種の転回型を譜例として示し、あとはただ「普通は属九の和音のみが音楽で使われる」と解説し、次の十一回目に予定されている Passing Note へと説明を移している。

しかしこれは、二十一回という時間的制約、また、西洋音楽を受け入れ始めたばかりの我が国の音楽的実力を考慮すれば、当然の内容ともいえよう。したがって結果的には、和声学講義というよりも、楽典、あるいは音楽通論の講

義として位置づけられる程度のものであった。

ゆえに、筆記された説明の内容、譜例から判断するかぎり、『音楽教育成立への軌跡』の「……メーソンが教材として用いたと思われるのは、Hullah, John Pyke: Grammar of Musical Harmony である。」(前掲5頁)という指摘は、八教材の言葉、最も広義に解釈してのみ有効であろう。比較の為に Grammar of Musical Harmony の Course of Exercises⁶⁹ 及びその訳書「西洋音楽調和用法」⁷⁰を見ると、これらの方が作曲技法的にはるかに有用な和声学書であり、その程度も高い。前にあげた属九の和音を例にとるなら、こちらの中では、九度、七度等、問題になる不協和音程の処理方法が、様々な譜例によって示されている。

しかしメーソンはそのような譜例を提示せず、個々の和音に関する概説のみで講義を進めた。これは彼が Grammar of Musical Harmony を参考資料として活用したとしても、直接の教科書としては利用しなかったことを物語るものである。

全体二十八章からなるこの参考書と、メーソンの講義内容の詳細な比較検討は、枚数の関係から次の機会にゆずるとして、次に、このノートが発見されたことによって生じる二、三の疑問点にふれてみたい。

まず、最大の疑問は中村専が受講した和声学講義以外に、メーソンが特別な和声学講義をしたかしないか……という点である。

『明治音楽史考』においては、この点がいまいである。おそらく著者の特に興味をおぼえる事柄でもないもので、無意識の内に言及しなかったものと思われる。

しかし東京芸術大学研究班は、「注3」として『明治音楽史考』を引用することにより(5頁参照)、明治十四年秋の講義が、取調掛と男性助教五名を対象に行なわれたとし、メーソン叙勲のための調査書にある特別講義と同一のもの

のである……という見解をとった。

とすると、中村専のノートをどのように解釈したらよいのであろう。

ノートをとった以上、彼女がメーンソンの和声学講義に出席したことは間違いない事実である。そしてこれを原点に、二つの仮定を立て、そこから派生する疑問を簡条書に整理してみよう。

仮定一、彼女が出席した講義は、特別講義ではなかった。

疑問A、とすると、メーンソンは五人の男性助教を対象に、いつ、どこで△特別▽講義をしたか。私の調べたかぎり、この特別講義に関する記録は前掲した叙勲用調査書の一項のみで、今のところ他の記録には出会っていない。

疑問B、芸大研究班が『普通』講義と『特別』講義を同一視した根拠は、『明治音楽史考』一四五頁の記述だけなのか、それとも他になにかあるのだろうか。

仮定二、彼女が出席した講義は特別講義であった。

疑問A、とすると、なぜ『明治音楽史考』で中村専の名前がはぶかれているか。

仮定二の疑問は、調査書の全文を調べることにより、さらに二つの疑問に分岐するはずであるが、未だその全文を検討する機会に恵まれていない。しかし全文の内容がどうあれ、二つの疑問は、論理的に思考して、かならず疑問として残るであろう。すなわち、

一、調査書に中村の名は記載されていた。

(?) 遠藤宏はなぜ彼女の名を著書に載せなかったのか。

二、調査書に記載されていないかった。

(?) 調査書作製メンバーの一人、高嶺専子は、なぜ自分の娘時代の記録を正確に伝えようとしなかったのか。

以上、それぞれの疑問に対し、現時点で確答することは出来ない。私自身今後の課題として資料の探求、及び前後

関係の調査を続けたいと考えている。

最後に、中村専について、またノート入手の経緯についてふれたい。

明治十三年十月、音楽取調掛が文部省に提出した最初の伝習人名簿の中に、「中村専（東京府士族中村清行長女十七年九月）」という記載がある。この記録を見るかぎり、彼女は最初の伝習生ということになるが、実際は明治十三年十二月十四日付で一度退学、翌十四年春に再度入学するという、やや複雑な経過をたどって正規の伝習生となっている。彼女が半年の間になぜこのような行動をとったか、その真の理由は判然としないが、伝習生となって後は、その抜群な語学力と、優れた音楽性によって、メーソンの最も信頼する弟子の一人となった。事実、入学した年の秋には、教えを受ける伝習生の立場から一転し、教える側——助教になった彼女を記録の上に見い出す。前掲した「音楽取調所授業課目」月・水・金曜日、午前九時～十時、長年生対象の箏・胡弓教授担当者のところに、取調掛山勢松韻と助教中村専の名が記載されているのである。彼女が優れた才能の持主であったことを、最も端的に物語る資料といえよう。

さて、翌明治十五年、明治の教育界に大きな功績を残すことになる一人の青年——高嶺秀夫のところへ専は嫁ぐ。『高嶺秀夫先生伝』⁶⁰の中では、その後の彼女の生涯が、わずか数行に圧縮され、次のように記述されている。

「先生の室は旧豊橋藩主大河内家の家老たりし中村清行氏の女にして、名をせん子といひ、明治十五年一月先生に嫁し、三男二女を挙げられたり。性敏慧にして貞淑、内助の功、訓育の力頗る著し。実に先生の家庭の円満清高なること、模範家庭と称せられたる程なりき。惜むべし、夫人は先生薨去の一年余以前より病に臥し、先生の薨後月余にして亦永逝せられたり。」⁶¹

逝去したのは、音楽取調掛に関係した明治十三年から教えて約三十年、明治四十三年のことであった。

伝記では、彼女の記録に続いて、彼女の子供達のその後の消息が簡単にまとめられているが、その最後に次の一節がある。

「次女敬子は文学士土田誠一氏の夫人となれり。」^四

この土田敬子夫人は明治三十一年八月の生まれであり、したがって母専が死去した時はまだ十二才の少女であった。ところで少女敬子が幼い頃、母は二冊の小型のノート（一冊はこの小論で紹介したもの。他は内田彌一の「音楽指南」のノート）を彼女に渡し、大切にするようにと言いおいたそうである。敬子嬢は土田夫人となって後も、この二冊を大切に保存されていたが、あくまでも個人的な思ひ出の品とされ、公にされるようなことはなかった。しかし昭和五十三年、敬子夫人が他界され、子息土田国保氏^四が遺品を整理された時、二冊のノートを発見、さらにそのノートの内容に興味をもった国保氏四男恭四郎君が、それを学習院へ持参され、かくてここにこの小論が書かれるきっかけが生まれたのである。

音楽史上極めて貴重なこれらの資料を、我々に紹介して下さったうえに、さらにその資料に関する研究をお許し下さった土田家の方々、とりわけ当主土田国保氏には、心からの感謝を表したいと思う。

最後に、関連資料を検討する際、『音楽教育成立への軌跡』の資料整理を多大な忍耐をもって進められた研究者、東京芸術大学音楽研究センターの森節子氏から、数々の御教示を受けたことを感謝と共に付記したい。

土田恭四郎君が、学習院の音楽室へこの資料を持参されたのは昭和五十五年——一九八〇年のことであるが、それは、彼の曾祖母中村専がメーソンの講義を筆記した時より数えて、奇しくもちょうど百年目であったことを記し、この小論を終りたいと思う。

注

- (1) 「我公字ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込書」 目賀田種太郎著
「音楽伝習所創設書類 明治十二年十月」十八丁、(東京芸大附属図書館所蔵)
- (2) 皆川達夫『中世・ルネサンスの音楽』(講談社現代新書)
- (3) 「音楽取調所書類 明治十二年」三十八丁 (芸大所蔵)
- (4) 「回議書類 明治十三年上」十九丁 (芸大所蔵)
- (5) 「音監開申書類 明治十四年」一丁 (芸大所蔵)
- (6) 「音監開申書類 明治十四年」十一丁伝習生心得書の中の伝習人区別に次の説明がある。
「伝習人ハ別ケテ二種ト為シ一ハ長年生一ハ少年生トス長年生ハ伝習急成ヲ期シ少年生ハ其完成ヲ期ス」
現在の「楽典」にあたる。
- (7) 昭和二十三年発行 有朋堂
- (8) 昭和五十一年七月発行 音楽之友社
- (9) 『明治音楽史考』 p. 93
- (10) 傍点は藤原が付した。
- (11) 『明治音楽史考』 p. 144~145
- (12) 『音楽育教成立への軌跡』 p. 369
- (13) 『音楽教育成立への軌跡』 p. 382
- (14) 『音楽教育成立への軌跡』 p. 374
- (15) 美しく正確な綴りの英語であるが、文法的には多分に日本的な語法を感じる。

- (17) 現在芸大図書館には Course of Exercises しか保存されていない。
- (18) 『音楽教育成立への軌跡』の中でこの訳書は原本一八五二年版の訳のように書かれているが、著者前書の訳部分に一八七二年の日付があるので、原本は一八七二年版であろう。
- (19) 「本省各局往復書類 明治十三年四月—十五年六月」五十三丁、百十六丁、(芸大所蔵)
- (20) 発行者 高嶺秀夫先生記念事業会
大正十年十一月発行 培風館
- (21) 『高嶺秀夫先生伝』p. 176~177
- (22) 『高嶺秀夫先生伝』p. 177
- (23) 現防衛大学長

主要参考文献

- ・文書綴 9—2 「本省各局往復書類」(東京芸術大学附属図書館所蔵)
- ・文書綴 13 「音監開申書類」(東京芸術大学附属図書館所蔵)
- ・音楽取調掛時代 「所蔵目録」(2) 文書綴「東京芸術大学附属図書館 一九七〇年
- ・遠藤宏『明治音楽史考』 有朋堂 昭23
- ・東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡——音楽取調掛資料研究』音楽之友社 昭51
- ・J. P. Hillah 著『西洋音楽調和用法』瀧村小太郎訳 (東京芸術大学附属図書館所蔵)
- ・三宅米吉/下村三四吉編述『高嶺秀夫先生伝』培風館 大10